

長建協発第376号  
平成26年11月10日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
[ 公 印 省 略 ]

「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）が一部改正され、全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、同改正は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律56号）を踏まえ、新たに若年の技術者及び技能労働者（以下「若年技術職員」という。）の育成及び確保の状況の評価を追加するとともに、建設機械の保有状況の項目について、評価対象機種を拡大したものであります。

また、若年技術職員の育成及び確保の状況の評価については、現行、技術力の項目において既に技術職員の資格と人数を評価対象としているところ、中長期的な担い手の育成・確保の観点から、若年技術職員について付加的な要素として評価するものであります。